

# 院外処方箋の有効期間について (注意喚起)

院外処方箋の有効期間は、発行日を含めた4日間です。

(4日間には土日祝日を含みます)

有効期間を過ぎた処方箋は、いかなる理由があっても利用できませんのでご注意ください。

再発行をする場合は、医師による診察と処方箋を発行するための費用、院外薬局で支払うお薬代の全てが自費となり、高額な自己負担が発生しますのでご注意ください。

なお、有効期間が切れた院外処方箋の電話による再発行はできませんので、予めご了承ください。

埼玉メディカルセンター 院長